

意見書案第 2 号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書について

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求
める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 6 月 2 1 日 提出

議会運営委員長 大 西 陽

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の
保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に
発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、
伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化
石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進す
る責務を担っています。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活
用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物
の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成す
るためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロ
カーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが
必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、
適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災
対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチな
どの優良種苗の安定供給、I C T等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・
流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによ
る道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保など
に必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 21 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、衆議院議長、
参議院議長

厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める
意見書について

厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年6月21日提出

議会運営委員長 大 西 陽

厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書

本農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失・農業生産の減少が進んでいます。また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、これ以上の生産努力は限界であり、このままでは離農者が後を絶たず、資産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まるばかりです。

そうした中、農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法の改正や関連法案が、厳しさを増す農業情勢を打開する施策につながり、担い手など多様な農業者が次年度も安心して営農が続けられ、将来の日本農業が明るくなることを強く期待しています。

このため、基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与のもと進める必要があります。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進にかかる予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められています。さらに、不測時の食料確保に当たっては、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性ある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっています。

よって、国においては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう、下記事項について実現するよう要望します。

記

1. 改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。
また、新たな基本計画の策定に当たっては、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年一回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。
2. 国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。
また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映しきれない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。
3. 食料供給困難事態対策法案については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が需要に応じた生産に

努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力をないがしろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 21 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長

令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 6 月 21 日提出

議会運営委員長 大 西 陽

令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、令和 4 年民間給与実態統計調査結果札幌国税局分によると道内でも 39.6 万人と、給与所得者の 23.3%に達しています。また、2023 年に引き上げた 40 円で、道内の常用労働者 216 万人（内パート労働者 64.7 万人）の内、48 万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和 5 年 8 月 31 日に開催された第 21 回新しい資本主義実現会議において「公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより 2030 年代半ばまでに、全国加重平均が 1,500 円となることを目指していく」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

よって、北海道労働局においては、令和 6 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、下記の措置を講ずるよう要望します。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額、時間額 1,078 円を下回らない水準に改善すること。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を推進し、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 21 日

士 別 市 議 会

（提出先）北海道労働局

地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 6 月 2 1 日提出

議会運営委員長 大 西 陽

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X 化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで骨太方針 2021 に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後はより積極的な財源確保が求められます。

よって、国においては、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう下記事項について要望します。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、D X 化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、現行水準以上のより積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。とくに、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
また、保育施設・学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準を O E C D 先進国なみの基準に改善するための予算を措置し、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じるとともに、人員確保策を早急に策定し、実施すること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 地方創生推進費として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

6. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、自己決定権を尊重し、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
7. 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。
また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加など、D X 化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けて、地域公共交通体系の整備について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 6 月 21 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策担当）、
衆議院議長、参議院議長